

教育訓練給付制度について

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する制度です。

※制度の詳細については下記のホームページを参照、もしくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

[教育訓練給付制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

指定講座

本学の専門実践教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定講座は以下のとおりです。

指定講座	目標資格等	指定番号	備考
保育科	保育士	2812004-2410011-5	

<注意> 専門実践教育訓練給付の申請には、入学前にハローワークでの出願手続きが必要です（2月末まで）。

専門実践教育訓練給付の受給希望者は、本学の入学手続き完了後速やかに住所地管轄のハローワークで手続きをしてください。

受講希望の方は、本学入試課までお問い合わせください。（Tel：078-842-2543）

専門実践教育訓練給付金の給付額について

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額がハローワークから支給されます。

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
給付額(学生本人が支払った 入学金・授業料×右欄の割合)	50%	資格取得し、かつ修了した 日の翌日から1年以内に一 般被保険者として雇用され た場合 20%（追加支給）

1. 在学中（2年間）は、受講費用の50%に相当する額が支給されます。
2. 資格を取得し、就職した場合は、受講費用の20%に相当する額が追加支給されます。

兵庫県内のハローワーク一覧

[ハローワークの所在地一覧・管轄 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)